

ビジネスぴたっと

(事業安心総合保険)



平成22年1月版

4.営業継続費用(営業継続費用補償条項) オプション

お支払いする場合	お支払いする額	お支払いできない主な場合
前記3.(1)～(3)のいずれかの事由により、営業が休止または阻害されたために営業継続費用が生じた場合 ※標準営業収益に相当する額の減少を防止または回復するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分はいい、同期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次の費用は含まれません。 ア、事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 イ、損害を受けた物を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用 ウ、一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分	営業継続費用の額 【保険年度ごとに保険証券記載の支払限度額(保険金額×30%)を限度】	前記3.と同様

5.賠償責任の補償(賠償責任補償条項) オプション

補償の種類	お支払いする場合	お支払いする額	お支払いできない主な場合
損害賠償責任 (1)施設に関する賠償責任 (異路線間に関する賠償責任を含みます。)	被保険者による対象施設の所有・使用・管理に起因する偶然的事故、または対象施設の使用に伴う業務遂行に起因する偶然的事故による第三者の身体の障害・財物の損壊または第三者に対する人格権侵害等 ^{※1} について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合	損害賠償金 【1事故かつ保険年度ごとに左記(1)～(3)および下記(4)～(6)のいずれか低い額を限度】 【第三者に対する人格権侵害等 ^{※1} に伴う保険金および左記(3)はそれぞれ1事故かつ保険年度ごとに100万円を限度】 【下記(8)(9)は合計して1事故かつ保険年度ごとに100万円を限度。ただし、(8)のうち見舞金または見舞金の納入費用は、対人事故の場合に限りつき10万円、対物事故の場合は1被害者につき2万円を限度】	【左記(1)～(3)共通】 前記2.(7)、(7)、(7)、(7) ・日本国外で発生した事故 ・ご契約者や被保険者の故意 ・特別の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者と被害者間に関する訴訟に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人か、業務に従事した第三者に起因する損害賠償責任 ・汚染物質の排出、流出、漏出、漏出に起因する損害賠償責任
(2)生産物に関する賠償責任	対象施設において被保険者が製造・販売または提供する生産物に起因して保険期間中に生じた偶然的事故、または被保険者が行った業務の終了・放棄後に生じた偶然的事故による第三者の身体の障害・財物の損壊または第三者に対する人格権侵害等 ^{※1} について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合	同上	同上
(3)受託物に関する賠償責任	受託物が対象施設内にある間、または業務の目的に従って受託物が対象施設外にある間に、偶然的事故により、受託物の損壊が発生したことについて、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合	同上	同上

※1 人格権侵害とは、不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭・文書による名誉毀損等をいいます。
※2 上記以上に次の費用保険金をお支払いします。詳しくは普通保険約款を参照してください。
(4)争訟費用保険金、(5)損害拡大防止費用保険金、(6)応急措置費用保険金、(7)協力費用保険金、(8)初賠対応費用保険金、(9)訴訟対応費用保険金

ビジネスぴたっと(事業安心総合保険)に付帯できる特約の補償内容

特約の種類	付帯できる保険の対象	お支払いする場合	お支払いする額	お支払いできない主な場合
情報メディア損害費用補償特約	設備・什器等	不測かつ突発的な事故により、情報メディア(磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム、フラッシュカード等)に損害が生じた場合。ただし、不正アクセスやコンピュータウイルス等により、情報(プログラム、ソフトウェア、データ)に対してのみ損害が生じた場合は、複製、再作成、または再取得する場合に限ります。	実費～5万円 【1事故かつ保険年度ごとに50万円を限度】	・空気の乾燥、湿度変化または温度変化による変色、粉失、紛失、不注意による廃棄 ・保険の対象である情報機器以外の機器による処理 ・作業上の過失、技術の劣化による損害
商品・製品等の盗難危険補償特約	商品・製品等	商品・製品等が保険証券記載の建物内にある間に、盗難により盗取・損傷・汚損が生じた場合	(損害額-1万円)×保険金額 【保険金額または「損害額-1万円」のいずれか低い額を限度】	・盗難発生後その日を含めて60日以内に発見することができなかった盗難 ・万引等、その他収容場所に不正に侵入しなかった者による盗難 ・保険証券記載の建物外で保管中または輸送中に生じた盗難
輸送中の商品・製品等補償特約	商品・製品等	商品・製品等の日本国内における輸送中に、水災、盗難、輸送用具の衝突事故等による破損などにより損害が生じた場合	(損害額-1万円)×保険金額 【保険金額または「損害額-1万円」のいずれか低い額を限度】	・前記2.(7)、(7)、(7)、(7) ・火災、落雷、破裂、爆発、輸送用具の脱落・墜落・他物との衝突・沈没等に起因しない輸送中の破損・まがりへこみによる損害 ・荷役等の不備等によって生じた損害 ・輸送の遅延による損害
防犯対策費用補償特約	建物・設備・什器等 商品・製品等	被保険者の対象である建物において不法侵入を伴う犯罪行為が発生し、犯罪の再発を防止するため、建物の改造を行う場合。ただし、その犯罪行為発生の日から、その経費を含めて60日以内に取組んだ費用に限ります。	実費 【1事故1敷地内かつ保険年度ごとに10万円を限度】	・前記2.(7)、(7)、(7) ・ご契約者や被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の配偶者、同居の親族、別居の未婚の子の犯罪行為の結果負担した費用
財物の電氣的・機械的事故補償特約	建物・設備・什器等 商品・製品等	保険の対象が稼働可能な状態にあるとき、不測かつ突発的な外來の事故に直接起因し、電氣的事故・機械的事故により損害が生じた場合	(損害額-1万円)×保険金額 【保険金額または「損害額-1万円」のいずれか低い額を限度】	・前記2.(7)、(7)、(7) ・白熱電球の破損により生じた破損 ・上記の事故の際における機械設備等の紛失・盗難
借家人賠償責任補償特約	設備・什器等 商品・製品等	火災または破裂・爆発により、被保険者が借する戸室が損壊し、被保険者が借する戸室の借主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合	損害賠償金 【1事故につき、支払限度額を限度】	・前記2.(7)、(7)、(7) ・改築、増築、取りこし等の工事に起因する損害賠償責任 ・貸主との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任
修理費用補償特約	設備・什器等 商品・製品等	前記2.(1)～(5)、(7) a.の事故により、被保険者が借する戸室が損壊し、被保険者がその賃主との契約に基づき、自己の費用で修理した場合	実費～3千円 【1事故につき、支払限度額を限度】	・前記2.(7)、(7)、(7) ・ご契約者、被保険者、賃主の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・ご契約者、被保険者または賃主の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
残存物取付け費用補償特約	建物・設備・什器等 商品・製品等	前記2.(1)～(5)の事故により、損害保険金が支払われ、損害を受けた保険の対象の残存物の取付けに必要な費用が生じた場合	実費 【損害保険金×10%を限度】	—
屋外設備・装置等の補償拡大に関する特約	設備・什器等	前記2.(1)および(5)の事故に加えて、(2)～(4)、(6)、(7) a.の事故により、保険の対象である屋外設備・装置等に損害が生じた場合。ただし、屋外設備・装置に収容される商品・製品等の盗難については、損害保険金をお支払いしません。	損害額×保険金額 【保険金額または「損害額-1万円」×80%を限度】	前記2.と同様
倉庫中食料品損失補償特約	—	保険証券記載の被保険者の営業施設における倉庫での発生、または施設において製造・販売した食品に起因する食中毒の発生により、行政機関による営業の禁止・停止処置等を受けたことにより休業損失または営業継続費用が生じた場合(営業継続費用は、上記4.にご加入の場合にお支払いします。)	前記2.と同様 【ただし、休業日数は事故発生日の午前0時から24時間を経過した時以後の復旧期間内の休業日数とし、30日を限度とします。】	前記3.の場合 ・倉泊行為によって生じた損失・営業継続費用
休業損失の電氣的・機械的事故補償特約	—	前記3.の保険の対象が稼働可能な状態にあるとき、不測かつ突発的な外來の事故に直接起因し、電氣的事故・機械的事故により休業損失または営業継続費用が生じた場合(営業継続費用は、上記4.にご加入の場合にお支払いします。)	前記2.と同様 【ただし、休業日数は事故発生日の午前0時から24時間を経過した時以後の復旧期間内の休業日数とします。】	前記3.の場合 ・日時超過の誤りによる稼働動作または故障 ・上記の事故の際における機械設備等の紛失・盗難

- ご契約に関するご注意
 - 告知義務について
申込書に記載された危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求めた項目(告知事項)について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただいた場合や、お申し出いただいた事項の事実と異なる場合には、保険契約が解除された場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 通知義務について
ご契約ご契約内容に変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。変更の事由によっては、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により遅滞なくご連絡、たごかたの場合に、保険契約の解除された場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 保険料領収前に発生した損害について
保険料を償取する以前に発生した事故による損害または損失については、保険金をお支払いできません。
- 「保険料分割払特約」をセットされた場合のご注意
 - 分割払保険料は、保険証券記載の払込期までに払込みください。所定の期日までには保険料の払込みがない場合は、次のようになりますのでご注意ください。
①1事故による損害または損失に対しては、保険金をお支払いできません。
②保険契約を解除させていただきますことがあります。
 - 事故が生じた場合
万一事故が生じた場合、直ちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 代理店について
弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社の代理店とご接触いただいた際に有効に成立した契約につきましては、弊社と直接契約したものとさせていただきます。

「ビジネスぴたっと」は、事業安心総合保険の愛称です。

お問い合わせ先

ニッセイ同和損害保険株式会社



ビジネスびたっとなら、

事業活動を取り巻くさまざまなリスクをニーズに応じて「びたっと」サポート！

事業活動に伴うさまざまなリスクを一つの契約に一本化できるため、漏れやダブりのない効率的な補償が可能です。



突然の事故で、ショーウィンドーが破損した



災害や事故等から大切な事業資産を守る

万一の事故のときのお客さまなどへの賠償を補償！

財物損害の補償

詳しくは P3~4

賠償責任の補償

詳しくは P5

火災、風災、水災などの災害から、盗難、破損・汚損などの事故まで、幅広く補償します。

誤ってお客さまにヤケドをさせてしまったり、提供した飲食物が原因で食中毒が発生した場合などの賠償金を補償します。

びたっと安心ポイント

水災、台風などの自然災害の補償が充実！

従来の店舗総合保険よりも充実した補償内容です。

事故にあった建物等を保険金で再築できる！

損害を受けた建物や設備・什器等を、元通りにできるだけの補償が受けられます。
(注)「敷地内包括契約に関する特約」および「設備・什器等新価実損払特約」をセットした場合



災害や事故等で休業したときの粗利益をしっかりと補償！

休業損失の補償

詳しくは P5

火災、風災、水災などの災害から、盗難、破損・汚損などの事故まで、休業中の粗利益を補償します。

店舗の火災等により復旧までの間、休業した



店舗の火災等により復旧までの間、仮店舗を借りた



びたっと安心ポイント

業種に応じた賠償責任補償を選べる！

業種に応じて、施設賠償責任、生産物賠償責任などの契約パターンの中から選びいただけます。

びたっと安心ポイント

取引先の休業による休業損失なども補償！

従来の店舗休業保険よりも補償範囲が広がり、破損や汚損などの事故や取引先の火災による休業によって生じた損失も対象となります。

ご要望に応じて補償を選べる！

お客さまの業種やご要望に合わせて、補償を組み合わせることができま。

STEP 1

基本補償を次の3種類からお選びください。

- 1 財物損害のみ
- 2 休業損失のみ
- 3 財物損害+休業損失

STEP 2

賠償責任の補償の有無と種類をお選びください。
※業種によってご加入できる補償が異なります。

- 1 施設賠償責任
- 2 生産物賠償責任
- 3 受託物賠償責任

STEP 3

お選びになった各補償について、詳しい補償内容をご確認ください。(P3~5)

各種割引でお得な保険料！

敷地内包括契約割引

「財物損害の補償」に、「敷地内包括契約に関する特約」を付けた場合 **10%割引**

※敷地内所在の被保険者所有物件を包括してご契約いただきます。建物を保険の対象とする場合は、保険金額を再調達価額(同等の建物を再築・再取得するのに必要な額)で設定します。

長期年払割引

保険期間2年または3年の長期年払でご契約された場合 **3%割引**

※2年目以降の保険料のお支払いは、各年度の始期当月となります。
 ※休業損失のみのご契約の場合は、休業損失の保険料を3%割引します。

条項セット割引

補償をセットでご契約いただいた場合、保険料がさらにおトクになります。

「財物損害の補償」に、「休業損失の補償」をセットした場合 **20%割引**

「財物損害の補償」に、「休業損失の補償」と「賠償責任の補償」をセットした場合 **20%割引**

さらに **2.5%割引**

※上記の「敷地内包括契約割引」、「長期年払割引」も併せて適用できます。

※上記の3つの割引以外にも、一定基準の消火設備を備えている場合や、物件の実態を調査することでリスクが低いと判断された場合など、保険料を割引できる場合があります。

くわしい補償内容をご確認ください。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額など詳細については、補償内容（P6、裏面）または重要事項説明書をご覧ください。
各 **オプション** は、別途所定の補償または特約のセットをお申込みいただき、その保険料をお支払いいただいた場合に補償されます。

財物損害の補償

- 保険の対象をお選びください。
- 建物
 - 設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品）
 - 商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材）

従来の火災保険と比べて、充実した補償を実現しました！

1 火災や落雷、破裂・爆発
失火やもらい火など

2 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊
他人の自動車の飛込みなど

3 給排水設備または他人の戸室の事故による水濡れ

4 騒擾・集団行為・労働争議

当社の店舗総合保険の場合

○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

当社の普通火災保険（一般物件用）の場合

○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

わずかな損害額でもしっかりカバー！

5 風災・雹災・雪災
ガラス・屋根の損害など

保険証券記載の「風災等免責金額」を差し引いてお支払いします。

支払方法は、次の3つからお選びいただけます。

- 免責金額（自己負担額）3千円
- 免責金額（自己負担額）3万円
- 損害額が20万円以上の場合にお支払い※1（従来の店舗総合保険と同様）

※1 支払方法の詳細は、P6の「風災等支払方法変更（フランチャイズ）特約」をご参照ください。

水災・台風の災害時もモレなく補償！

6 水災
台風等による洪水など

損害割合30%以上の損害、または床上浸水※2もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害の場合

- 損害額を全額補償（保険金額を限度）
- 損害額の一定割合まで補償※3（従来の店舗総合保険と同様）
- 水災危険補償対象外

※2 「床上浸水」の判定は、P6の2.財物損害の補償をご参照ください。

※3 支払方法の詳細は、P6の「水災支払方法変更特約」をご参照ください。

従来の火災保険にはなかった新補償！

8 1～7以外の破損・汚損事故など
ショーウィンドーの破損など

免責金額（自己負担額）1万円を差し引いてお支払いします。

- 破損・汚損損害等補償対象外

※4 補償の対象外とすることもできます。

1 従来の火災保険と比べて台風や水災時の補償を充実！

その1 風災によるわずかな損害に対しても、補償が広がりました！

例えばこんな災害にあった場合
台風により建物の一部が飛ばされた！

従来の店舗総合保険では1事故20万円未満の損害は補償されません。

その2 水災被害に対して、補償が広がりました！

例えばこんな災害にあった場合
集中豪雨による水災で店舗建物・設備什器・商品が水浸しになった！

従来の店舗総合保険では損害額の全額は補償されません。

どよみスびたっとなら！20万円未満の小損害も補償の対象となります。

（注）証券記載の免責金額（3千円または3万円）を差し引いてお支払いします。

（注）その1、その2も補償内容を限定し、従来の店舗総合保険と同様の補償内容で、ご加入いただくことも可能です。

2 「再調達価額・敷地内包括」のご契約で、ますます安心！ オプション

罹災した建物等の再築・修理費用を補償！

1 「敷地内包括契約に関する特約」をセットいただいた場合のメリット

- 建物の損害は、再調達価額※4を基準に保険金をお支払いします。
- 1つまたは複数の敷地内に所在する建物、設備・什器等、商品・製品等をまとめて補償することができます。
- 敷地内に所在する被保険者所有の屋外設備・装置を設備・什器等に含めて補償します。（屋外設備・装置については、上記の補償内容のうち、1と2の事故が補償の対象となります。）
- 「財物損害の補償」の保険料を10%割引します。

さらに

2 「設備・什器等新価実損払特約」をセットいただいた場合のメリット

- 設備・什器等の損害は、再調達価額※5を基準に保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※4 同等の建物（同一の構造、用途、規模の建物）を再築・再取得するのに必要な額
※5 同等の設備・什器等（同一の質、用途、規模の設備・什器等）を再取得するのに必要な額

3 災害や事故に伴う費用も補償します！

災害時諸費用保険金

災害・事故の発生に伴う諸費用

上記1～3の事故に伴って生じる諸費用として保険金をお支払いします。

損害保険金×30%
（下記でご選択の支払限度額を限度）

支払方法は、次の3つからお選びいただけます。

- 支払限度額500万円
- 支払限度額100万円
- 補償対象外

地震火災費用保険金※6

地震による火災時にかかる諸費用

地震・噴火・津波による火災で、建物が半壊以上の損害を受けたときに保険金をお支払いします。※7

保険金額×5%（300万円を限度）

※6 地震保険とは異なります。
※7 設備・什器等、商品・製品等の場合は、取寄する建物が半壊以上となったときにお支払いします。

4 補償をさらに充実させるさまざまな特約をご用意しています！ オプション

情報メディア損害費用補償特約※8

（例）コンピュータウイルスが原因でソフトが破損し、再取得した

不測かつ突発的な事故により情報メディアに損害が生じた場合の修復・再作成費用をお支払いします。

損害額-5万円（50万円を限度）

商品・製品等の盗難危険補償特約※9

（例）商品・製品が盗難にあった

商品・製品等が盗難にあった場合に保険金をお支払いします。

損害額-1万円（保険金額を限度）

輸送中の商品・製品等補償特約※9

（例）商品の輸送中に偶然な事故で商品が破損した

商品・製品等の輸送中に、水災、盗難、輸送用具の衝突事故などによって損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害額-1万円（保険金額を限度）

防犯対策費用補償特約

（例）盗難に合い、再発防止のために錠前を交換した

建物内で不法侵入を伴う犯罪行為が発生し、再発防止のため、建物の改造を行った場合に保険金をお支払いします。

実費（10万円を限度）

財物の電氣的・機械的的事故補償特約※10

（例）電氣的・機械的な事故により作業場の機械が故障した

上記1～4の事故以外の電氣的・機械的の事故に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

損害額-1万円（保険金額を限度）

借家人賠償責任補償特約※11

（例）テナントの戸室で火災が発生し家主への損害賠償責任が生じた

火災、破裂・爆発により、借用する戸室が損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

損害賠償金（支払限度額を限度）

※8 「設備・什器等」を保険の対象とする場合にセットできる特約です。 ※9 「商品・製品等」を保険の対象とする場合にセットできる特約です。
※10 「建物」または「設備・什器等」を保険の対象とする場合にセットできる特約です。
※11 「設備・什器等」または「商品・製品等」を保険の対象とする場合にセットできる特約です。
上記以外の「残存物取片付け費用補償特約」「修理費用補償特約」「修理付帯費用補償特約」「屋外設備・装置等の補償拡大に関する特約」については、特約の補償内容（裏面）をご覧ください。

地震保険 オプション

「建物の一部を居住用として使用する建物を保険の対象とする場合に限りです。」
地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、建物が損害を受けたとき、保険金をお支払いします。詳しくは、重要事項説明書をご覧ください。

